

鹿児島工業高等専門学校情報セキュリティ利用者規程

(目的)

第1条 この規程は、鹿児島工業高等専門学校情報セキュリティ管理規程（以下「管理規程」という。）第1条第2項に基づく情報セキュリティの維持向上、及び情報システムの適正利用のために、本校の情報システムの利用者が遵守すべき事項を定める。

2 この規程で定めるもののほか、前項に必要な事項は別に定める。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、この規程で定めるものを除き、管理規程の定めるところによる。

(適正利用)

第3条 情報システムの利用者は、本校の情報システムを用いて、次の各号のいずれかに該当する行為又はその行為を助長する行為を行ってはならない。

- 一 本校の目的に反すること。
- 二 法令又は本校の規則に違反すること。
- 三 人権を侵害すること。
- 四 公序良俗に反すること。
- 五 宗教活動、政治活動、又は営利活動に類すること。
- 六 本校の社会的信用を失墜させること。
- 七 本校の情報を無断で学外の不特定多数の者に発信すること。
- 八 前各号のほか情報セキュリティ責任者の指示に反すること。

(情報システムの保全)

第4条 情報システムの利用者は、本校の情報システムに対して、次の各号のいずれかに該当する行為又はその行為を助長する行為を行ってはならない。

- 一 情報システムの正常な機能を損なうこと。
- 二 情報セキュリティに関わる脆弱性を修復する機能を妨げること。
- 三 情報セキュリティに関わる脅威を回避する機能を妨げること。
- 四 情報セキュリティに関わる稼働の記録を採取する機能を妨げること。
- 五 情報セキュリティに関わるアクセス制御機能を妨げること。
- 六 過度な負荷その他の方法で情報システムの円滑な運用を妨げること。
- 七 盗聴その他の方法で通信の秘密を侵害すること。
- 八 情報セキュリティ推進責任者が禁止するソフトウェア又は機能を使用すること。
- 九 前各号のほか情報セキュリティ推進責任者の指示に反すること。

(情報システムの設置)

第5条 情報システムを新たに設置する者は、鹿児島工業高等専門学校情報セキュリティ推進規程（以下「推進規程」という。）第3条第3項に基づき、情報システムの管理者を定めなければならない。ただし、当該情報システムの所有者が本校の教職員でない場合は、受入れ責任者となる本校の教職員を情報システムの管理者とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、情報セキュリティ推進責任者が個別に情報システムの管理者を指定した場合は、この限りでない。

(上位の情報システムへの接続)

第6条 情報システムを上位の情報システムに新たに接続する者は、上位の情報システムの管理者から接続の許可を得なければならない。

- 2 上位の情報システムに対する接続を解除する者は、すみやかに上位の情報システムの管理者に届け出なければならない。
- 3 前各項の規定にかかわらず、上位の情報システムの管理者が個別の届け出を要しないと定めている場合は、この限りでない。

(利用の許可)

第7条 情報システムを新たに利用する者は、当該情報システムの管理者に、利用の許可を求めなければならない。

- 2 情報システムの利用を終了する者は、すみやかに当該情報システムの管理者に届け出なければならない。
- 3 前各項の規定にかかわらず、当該情報システムの管理者が個別の届け出を要しないと定めている場合は、この限りでない。

(アカウントの管理)

第8条 複数の者が利用する情報システムを新たに利用する者は、当該情報システムの管理者から第7条の利用の許可に加えてアカウントを取得しなければならない。

- 2 複数の者が利用する情報システムを利用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - 一 他人のアカウントを利用しないこと。
 - 二 自分のアカウントを他人に利用させないこと。
 - 三 自分のアカウントを他人に利用され、又は利用されるおそれがあるときは、直ちに当該情報システムの管理者に届け出ること。
- 3 複数の者が利用する情報システムの利用を終了する者は、当該情報システムの管理者に届け出なければならない。

4 前各項の規定にかかわらず、当該情報システムの管理者が個別の届け出を要しないと定めている場合は、この限りでない。

(教育)

第9条 情報システムの利用者は、情報セキュリティ推進責任者の指示に基づいて、情報セキュリティ及び情報システムの利用に関する教育を受講しなければならない。

(通報)

第10条 情報システムの利用者が、情報セキュリティ関連法令、機構の情報セキュリティポリシー及び実施規則、並びに本校の実施規程及び実施手順に対する重大な違反、その他の本校の情報システムにかかわる重大な問題を知った場合は、情報セキュリティ推進責任者に遅滞なく通報するものとする。

附 則

この規程は、平成23年12月16日から施行する。